

ぎふ旅コイン 加盟店募集要項

令和5年10月24日

ぎふ旅コイン事務局

1. 事業の趣旨

本事業は、岐阜県、(一社)岐阜県観光連盟が行う、各種キャンペーン及びイベントにあわせて実施する、電子観光クーポン事業(以下「ぎふ旅コイン」という。)です。

2. 「ぎふ旅コイン」について

I. 事業概要

岐阜県内を旅行中に、お土産の購入や飲食等に使用できる電子観光クーポン(電子ポイント)です。スマートフォンから「ぎふ旅コイン」アプリをダウンロードして利用します。各種キャンペーン等で配布する、ポイントカードに記載のQRコード読み込みや、スタンプラリーで条件を満たした方を対象に、ポイントが付与されます。付与されたポイントは、県内の登録店舗で1ポイント=1円で使用できます。

II. 「ぎふ旅コイン」の取扱いに関する注意事項

- ・ ポイントは「ぎふ旅コイン」登録店舗でのみ利用可能です。
- ・ 盗難・紛失・滅失または偽造・変造・模造等に対して、ぎふ旅コイン運営事務局は責任を負いません。
- ・ 「ぎふ旅コイン」の取り込みや換金に失敗した場合は、登録店舗の自己責任となります。
- ・ QRカードの第三者への交換又は売買、譲渡、現金との引き換えはできません。
- ・ 商品返品の際の返金はできません。
- ・ ぎふ旅コインは、キャンペーン利用者限定です。

III. 「ぎふ旅コイン」利用の対象となる商品、サービスについて

| | | |
|--------------------------------|--|--|
| 宿泊施設 | 施設内のお土産、飲食、日帰り入浴等 | |
| 販売店 | 土産店、食品、雑貨、伝統工芸品の販売、道の駅、酒蔵、ガソリンスタンド等 | |
| 飲食店 ※主として観光客が利用 する飲食店に限る | 飲食店、料理店、喫茶店、菓子店、居酒屋等(テイクアウト含む) | |
| 体験施設等 | 工芸体験 乗り物体験 食体験 アウトドア体験 レジャー施設 博物館等 日帰り温泉 | 陶芸、紙漉き、クラフト等 カヤック、自転車、遊覧船等 そば打ち、果物狩り、野菜収穫等 ラフティング、バーベキュー、乗馬等 鍾乳洞、ゴルフ場、ロープウェイ等 博物館、美術館、動物園、水族館等入館料 日帰り温泉入館料 |
| 交通事業者 | 鉄道 | 観光列車、企画きっぷ等 |

| | | |
|-------------------|---------------------|---|
| 主として観光客が利用するものに限る | バス タクシー レンタカー | 観光施設割引付乗車券、企画きっぷ等 観光タクシー、行き先が観光施設・旅館等 観光目的で利用するもの |
|-------------------|---------------------|---|

※ 飲食店は、食品衛生法の営業許可事業者であることを要件とします。

※ 体験・アクティビティは、必要な資格を取得していること及び賠償責任保険・傷害保険に加入をお願いします。

以下の商品やサービスは利用対象外とします。

- (ア) 宿泊代金の支払い
- (イ) カラオケ、ライブハウス利用等代金
- (ウ) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (エ) 商品券、ガソリン券、ビール券、清酒券、図書券、切手、印紙、県外等に広く流通するプリペイドカードなどの換金性の高いものの購入
- (オ) IC カード等のいわゆる電子マネーへの入金
- (カ) 株式・先物・宝くじなどの金融商品
- (キ) 通信販売による支払い
- (ク) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類および仕入れ商品等の支払い
- (ケ) 国や地方公共団体への支払いおよび公共料金などの支払い
- (コ) たばこの購入に対する支払い
- (サ) その他、ぎふ旅コイン運営事務局が指定するもの

3. 「ぎふ旅コイン」登録店舗の募集概要について

I. 参加資格

- ・ 岐阜県内に事業所・店舗等を有する者
 - ※岐阜県外に本店がある場合でも、県内の店舗等があれば県内店舗のみ対象とします。
- ・ 主として観光客が利用する施設（宿泊施設、販売店、体験施設等、飲食店）および観光目的で利用する交通機関（鉄道、バス、タクシー、レンタカー）とします。
 - なお、スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンターなどの量販店、コンビニエンスストアを除きます。
- ・ 「ぎふ旅コイン」のアプリケーション（電子）を使って料金の精算ができる者。
 - ただし、次の（ア）～（ケ）に該当する事業者を除きます。
 - （ア）「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている者
 - （イ）特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行っている者
 - （ウ）2.II（ア）～（コ）に記載する利用対象外となる商品・サービスのみを取扱う者
 - （エ）地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当する者および刑法(昭和 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 もしくは第 198

条または私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 3 条の規定による 刑の容疑により刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 247 条の規定に基づく公訴を提起されている者等

- (オ) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者および支配人並びに支店または営業所を代表する者。以下同じ)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)であるとき
- (カ) 暴力団(暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ)または暴力団員が経営に実質的に関与しているとき
- (キ) 役員等が自社・自己もしくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって暴力団または暴力団員を利用しているとき
- (ク) 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、または関与しているとき
- (ケ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

II. 「ぎふ旅コイン」登録店舗の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- (ア) 国及び地域が定めている新型コロナウイルス感染防止対策を遵守してください。
- (イ) 登録店舗であることが明確になるように販売ツール(ポスター、ステッカー)を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (ウ) 利用者がコインを使用する場合は、店舗の QR コードを提示し、決済額に誤りがない事を確認してください。
- (エ) 決済にあたっては、必ず決済音が鳴ったことを確認するとともに、登録専用ページにて利用額の決済履歴を確認してください。
- (オ) 他のポイントの交換および売買は行わないでください。
- (カ) 利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用されたコインのみ換金可能です。
- (キ) 「ぎふ旅コイン」の円滑な運営に努め、万一、不正利用を発見した場合は速やかに事務局へ報告するとともに、事務局等の行う調査や捜査機関の行う捜査に協力してください。

III. 申込みから登録まで

(ア) 申込方法

参画店舗登録希望者は「募集要項」に同意のうえ、「『ぎふ旅コイン 加盟店』参加申込書兼誓約書」に必要事項を入力または記入し、下記の方法で申請してください。

- 「ぎふ旅コイン」参加店舗申込み専用フォームから登録

URL : <https://www.tayori.com/f/giftabicoi-shop>

※インターネット環境がない場合は、「ぎふ旅コイン事務局」まで

お問い合わせください。TEL : 058-266-7025

※県内に複数の店舗を持つ事業者は、店舗ごとに申込みをお願いします。

※さるぼぼコインを取扱う店舗は、添付書類等を一部省略できます。

別途、飛騨信用組合から申請方法をご案内します。

(イ) 申込期間

令和3年8月13日(金)～随時受付

(ウ) 登録

申込みいただいた事業者については、ぎふ旅コイン運営事務局の審査を経て、参加店舗として登録いたします。登録された事業者にはスターターキット(マニュアル・ステッカー等)を送付します。

ただし、登録後であっても下記に該当する場合には事務局の審査により登録を取り消す場合がございます。

- ✓ 申込内容に虚偽・不備等があった場合
- ✓ 事務局が登録を取消すると判断した場合

(エ) その他 留意事項

- ✓ 登録店舗の情報(店舗名称・所在地・電話番号・業種等)は「ぎふ旅コイン」が使える店舗としてホームページ・専用アプリケーションに掲載いたします。
- ✓ 登録店舗向けのマニュアル・ステッカー等を作成し、順次郵送いたします。
- ✓ 詳細は参画店舗マニュアルをご確認ください。
- ✓ 募集要項に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否や参加店舗の登録取消のほか、損害金の発生等が生じた際には請求する場合があります。
- ✓ 募集要項に記載されていない事項および定めのない事項に関しては、事務局がその都度対応を決定します。

IV. 換金について

物品の販売または役務の提供等の取引においてコインを使用し、取引を行なった登録店舗への換金（精算）は、以下のとおりです。

（ア）方法

システムから抽出した利用実績により、指定の口座へ振り込みます。

※事業者からの請求は必要ありません。

（イ）時期

月末締め、翌月 21 日頃を目途に振り込みます。

（ウ）振込手数料

振込手数料等は事務局が負担いたします。

4 その他

- ・ 事務局により、本要項記載事項が変更される場合があります。予めご了承ください。
- ・ 本要項に定のない事項については、事務局にて決定します。

ぎふ旅コイン事務局

（ぎふ旅コイン事務局共同企業体／幹事：株式会社 J T B 岐阜支店）

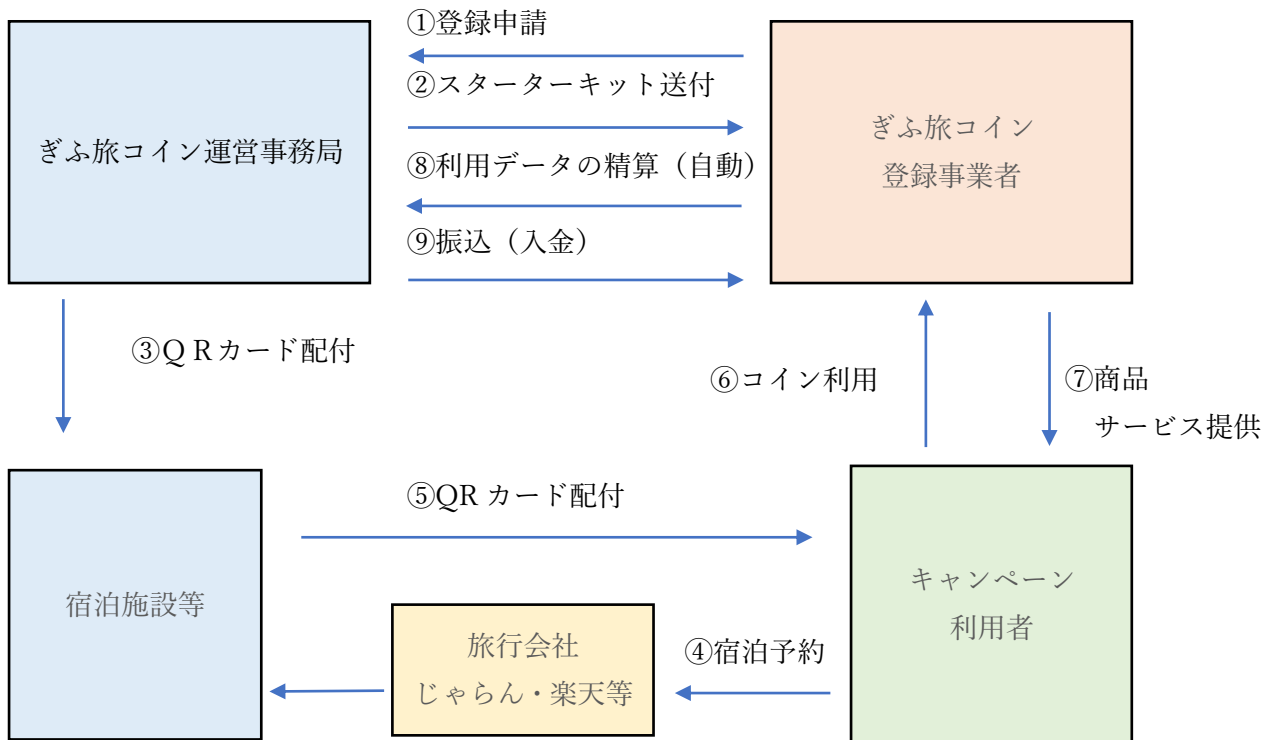
TEL： 058-266-7025

電話受付時間： 10 時～17 時（土日祝及び 12/28～1/3 は休み）

FAX： 058-266-7024

E-mail： gifutabicoi01@bsec.jp

〔利用店舗登録から精算までの流れ〕



※利用者にてQRコードを
スマホ（専用アプリ）へ読み込み